



九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.263
2015(平成27)年5月10日(日)発行

◇ “カッコウ” のカッコウや “ケーン、ケーン” というキジのかん高い鳴き声、ほととぎすの “てっぺんかけたか” “ほっちゃんかけたか” という鳴き声が、新緑の野山にこだましています。

< 5月3日憲法記念日 > 今年の新聞折り込みチラシ ご覧になりましたか

〇一昨年は5月3日憲法記念日に、昨年は6月に、今年も5月3日に、南相馬市内の全新聞(『福島民報』『福島民友』『毎日新聞』『朝日新聞』『読売新聞』)約一五、〇〇〇部に、「憲法9条を守り、集団的自衛権容認に反対」のチラシを折り込みしました。〇チラシはB4版ですが、縮小コピーで掲載しました。

日本国憲法第9条

第二章 戦争の放棄
第九条(戦争の放棄、戦力・交戦権の否認)
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

今こそもういちど『憲法9条』を

- この「憲法9条」によって、戦後70年間、私たち日本国民は戦争をせず、一人も殺さず、一人の戦死者も出ませんでした。
- 戦争放棄をうたった「憲法9条」が、昨2014年のノーベル平和賞の最終候補になり、今年も推薦されています。
- 憲法前文にこう書かれています。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と。
- 時の政府が戦争を画策する時、それを止めることができるのは、「憲法9条」、そしてあなた自身の意思表示なのです。
- 武力で平和は獲得できません。外交努力により問題を解決する時代です。



世界は憲法9条をえらび始めた
あなたは9条を変えて戦争に行きますか?
—はらまち九条の会—

この看板、ご存知ですか?

これは、私たち「はらまち九条の会」が7年前の2008年8月15日の終戦記念日に、「戦争をしない国・日本」や「世界の平和」を祈念し、市民のカンパにより南相馬市原町区錦町の県道沿いに建てた看板です。

はらまち九条の会とは

福島県南相馬市原町区

はらまち九条の会 会長 平田 慶 啓 TEL 0244-24-1211 事務局長 山崎 健一 (会員437名)

はらまち九条の会 検索 ご覧ください。

- 戦争放棄の「憲法第9条」を護って、子どもや孫たちのために「戦争をしない国・日本」をめざし、主義・思想・宗教・支持政党をこえた全く自由な市民の会です。会員は437名。年会費千円。
- どなたでも入会でき、拘束もありません。
- 「九条の会」は2004年に大江健三郎、井上ひさし、澤地久枝、奥平康弘氏ら9名の「憲法9条を守る」の呼びかけで生まれ、全国では様々な分野の人々が7,500ものグループを作り、福島県でも100以上の団体が活動中です。

意見広告

日本は「戦争をしない国」をこれからも堅持すべきです!

姑息な解釈
改憲での

『集団的自衛権』は 戦争への道

① 個別的自衛権



A 自国が武力攻撃された時、
実力で阻止する権利のこと。

自国が攻められたら、たたかう。

② 個別的自衛権とは?

② 集団的自衛権



A 自国と密接な関係にある国
に対する武力攻撃を、自国
が直接攻撃されていないに
も関わらず、実力で阻止
する権利。

自国が攻められていないけど、たたかう。

③ 集団的自衛権とは?

▲ 明日の自由を守る若手弁護士の会発行「2分で分かる集団的自衛権A to Z」より(許諾済み)

〇もしも「憲法9条」が変えられ、自衛隊が国防軍になり、やがて国防軍が不足して徴兵制になり、あなたがた若者が、あなたの夫や恋人が、あなたのお子さんやお孫さんが「集団的自衛権」行使でアメリカのために、地球の裏側の海外にまで戦争に行くことになったら……

〇戦争の準備より、「事故原発」の収束や、大災害対策を最優先すべきです。



相馬九条の会 代表 大内秀夫

小高九条の会 世話人 志賀勝明

鹿島九条の会 代表 柴田次男

相双教員九条の会 代表 浜名成理

●ある会員さんから「チラシを熱い思いで見ました。分かりやすい文面です。」のメールが届きました。皆さまのご感想をお寄せください。●相馬九条の会さんからも、「使わせてほしい」という申し出があり、増刷し活用していただきます。●五月二三日、山形市で開催の「東北九条の会」でも、約二百枚を配布します。今こそ活動の時です!

憲法・震災・原発事故など、どんどん発信しましょう

■東日本大震災からもう4年2ヶ月。■被災の福島県民は、憲法で保障されているはずの人権も蔑ろにされたままです。とにかく私たちにできることは、さまざまな方法で「発信」すること、全国や世界に向け「声」を出し続けることが大事です。■お三方とも「はらまち九条の会」会員ですが、『福島民報』に連載の朝倉悠三さんの「震災絵日記」、二上英朗さんと石田賢二さん（事務局）の投書をコピーします。朝倉さんは、本会の「鳩の少女のシンボルシール」もデザインされています。



被災地の感情 改憲論逆など

郡山市・石田 賢二
(無職 73)

南相馬市から先月、郡山市に移った。昨今の改憲議論は、被災地の住民感情を逆なでするものを感じてきた。超党派で九条を変えようとするあまり、他の条文までも軽視しているように思えてならなかったからだ。

「被災地支援 憲法の精神かみしめよ」という論説に、これまでの鬱積(うつせき)したものが流される思いだった。東京電力福島第一原発事故に伴う避難生活を思う時、私たち県民は憲法で守られているのだろうか、疑問を持ち続けた。民主国家、人権尊重の国なのかと考えてきた。憲法二三条、二五

で私たちが守られていないことを、論説は指摘している。

県民の犠牲が、正しく憲法が息づく国の再建へのきっかけになるなら、辛抱もできるだろう。

小高の学者草稿 憲法本県の誇り

福島市・二上 英朗
(南相馬市歴史専門調査員 62)

日本国憲法は本県産である。南相馬市(旧小高町)生まれで相馬中学出身の憲法学者鈴木安蔵が、民間憲法研究会の代表で草稿を書いた。それを連合国軍総司令部(GHQ)が共感し採用して発布施行したといわれ

る。憲法は人類史上、類いまれな七十年間もの平和と繁栄をもたらした。政治的に弾圧された安蔵は大学の教職の道を閉ざされ、生計の資が絶たれた。貧困を、郷里から仕送りして助け支えたのは、実家の姉の鈴木瑛(てい)さんだった。

私が進学し上京して古書店で求めた昭和十年代の安蔵の著作は、伏せ字だらけの検閲本で、自由な学問が禁止された時代の苦悩に、慄然(りつぜん)とした記憶が強い。戦後の新憲法制定の経緯と安蔵の生涯が主題の伝記映画「日本の青空」にきちんと描かれていたのを見た時、高校時代に歌人で俳人だった瑛さんに会ったことのある私は感激した。誇りを持って敬意を持って安蔵の偉業をたたえる。

▲<左>二上さんの投書は5月8日『福島民報』に、<右>石田さんの投書は5月9日の同紙に掲載されたものです。

○二上さんは、現憲法の間接的起草者と言われる鈴木安蔵の評価をさらに高めようとするもので、空虚な「押しつけ憲法論」への反論です。○また、石田さんの文中の「論説」とは、5月2日『福島民報』のもので「国は被災者支援の際は、憲法13条の幸福追求権や、25条の生存権の精神を忘れるな」と訴えていた内容です。